



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマークで「清掃用資材」の認定を新たにスタート ～新基準の概要と活用方法～

｜ エコマーク制度の概要



Try ecologue.

<概要>



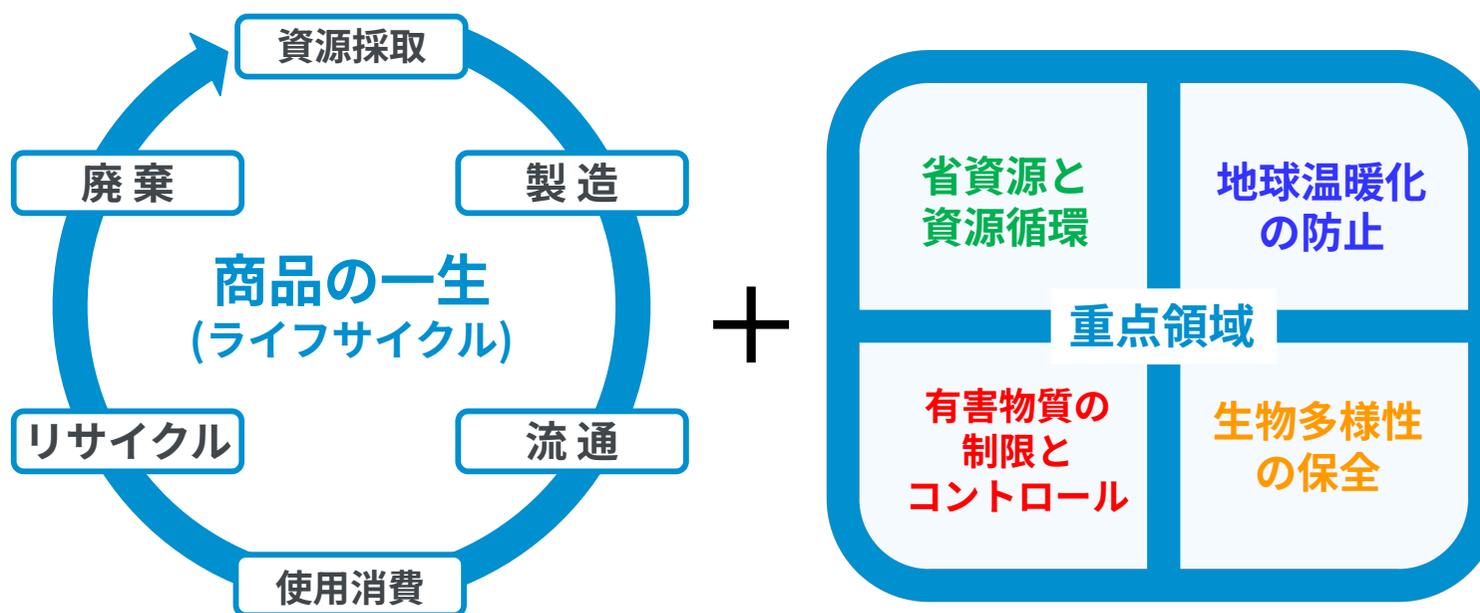
- 国際規格ISO14024に基づく、
日本で唯一のタイプⅠ環境ラベル制度
- 第三者認証制度

※エコマークロゴおよび「エコマーク」の呼称は商標登録
(図形商標：商標登録第2412829号他、文字商標：商標登録番号第4656969号他)

<目的>

環境配慮型商品に「エコマーク[®]」を付けることで、
持続可能な社会の形成に向けて事業者・消費者の行動を誘導する

- 商品ライフサイクルの各段階において、4つの観点で環境評価項目を検討した基準を商品分野ごとに設定し、**総合的に環境負荷が少ない製品・サービスを認定**



SDGsにもつながる、多様な環境課題を評価



商品
分野数
74

認定商品
・施設数
約53,000

認定
企業数
約1,480

認知度
80%
以上

市場規模
4.7
兆円

エコマーク商品の
ライフサイクルに
おける
CO₂削減効果
101万トン※

※2014年の1年間に販売されたもの

日用品・家庭用品(清掃用具含む)



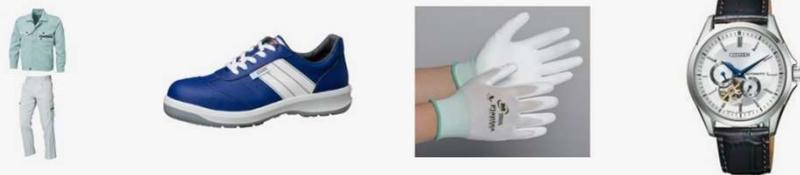
文具・事務用品



OA機器・サプライ



ファッション・小物



家電/家具・インテリア



土木建築資材・設備



食品・飲料(容器包装)



サービス(ホテル、飲食店、清掃管理業務等)



■ 新基準「清掃用資材」設定の背景



Try ecologue.

環境配慮が求められる背景



Try ecologue.

- **SDGs**：2030年までの国際社会共通の目標で、
環境面・経済面・社会面の主要な課題が目標に含まれている



出典：国際連合広報センター

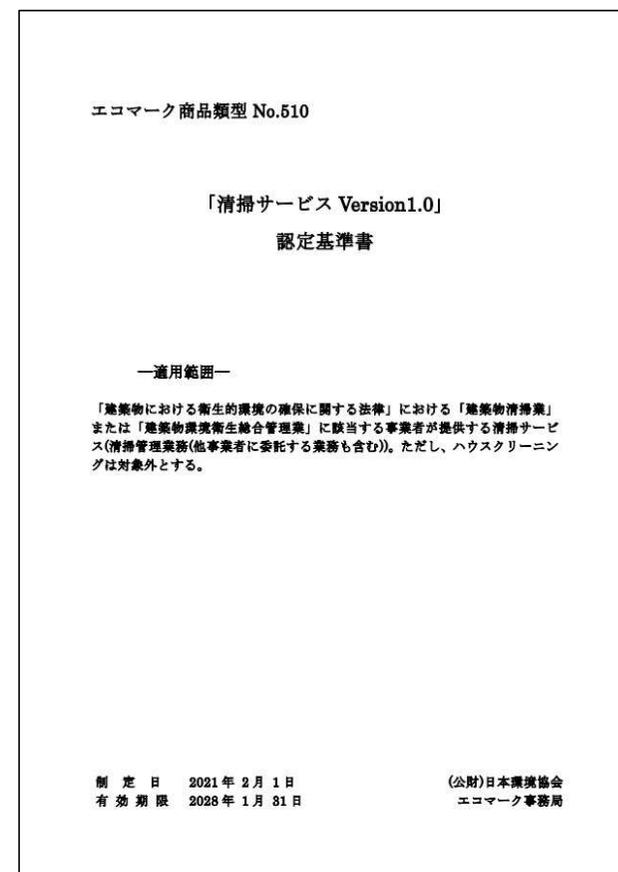
様々な分野・業界でSDGsへの取り組みが世界的に求められており、
清掃業界にも例外なく取り組みが求められている

清掃管理業務を対象とした認定基準



- 2021年に**No.510 「清掃サービス」**を制定
- 認定事業者数：**18社**(~2024/11)

株式会社グンビル	甲府ビルサービス株式会社
播磨環境管理センター株式会社	株式会社アスクメンテナンス
株式会社エヌケイエス	イオンディライト株式会社
アルコット株式会社	トーシンファシリティーズ株式会社
株式会社ビークルーエッセ	グローブシップ株式会社
株式会社サンセイ	共立管財株式会社
リ・プロダクツ株式会社	株式会社サンライズ
山梨グローブシップ株式会社	日東カストディアル・サービス株式会社
株式会社白青舎	京急サービス株式会社

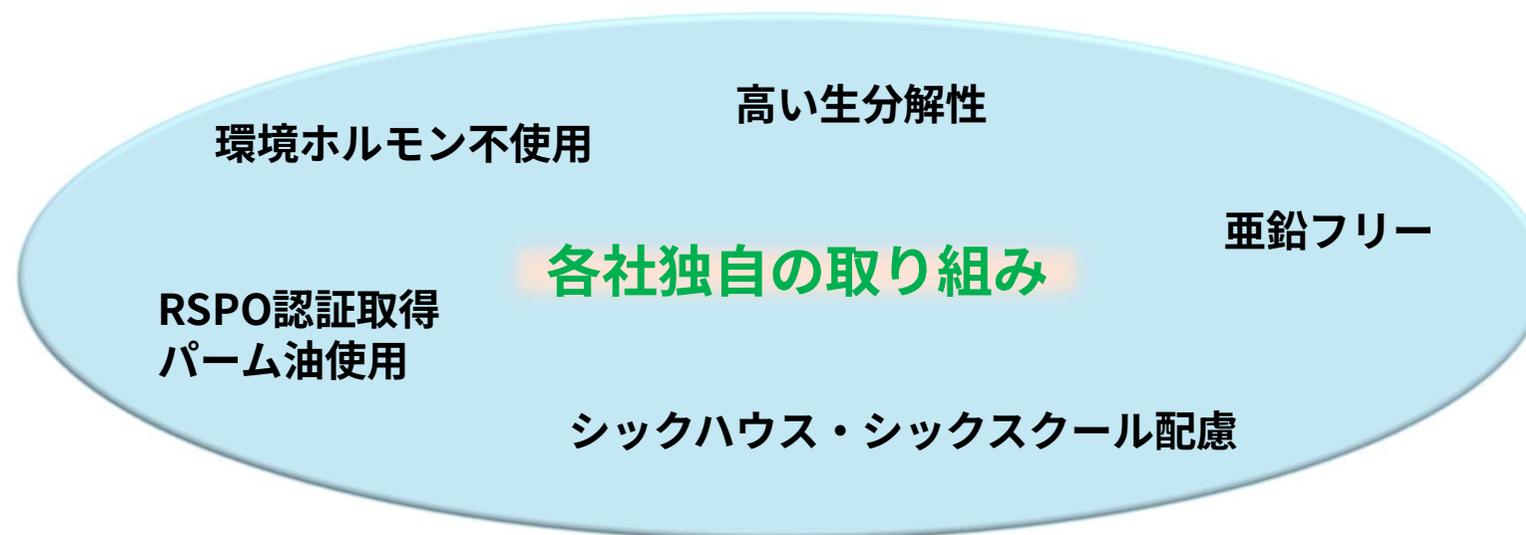


清掃管理業務において、エコマーク取得による
環境配慮への取り組みが進み始めている

- ・一方で、環境配慮型清掃用資材の開発・上市は十分に進んでいないのが現状である

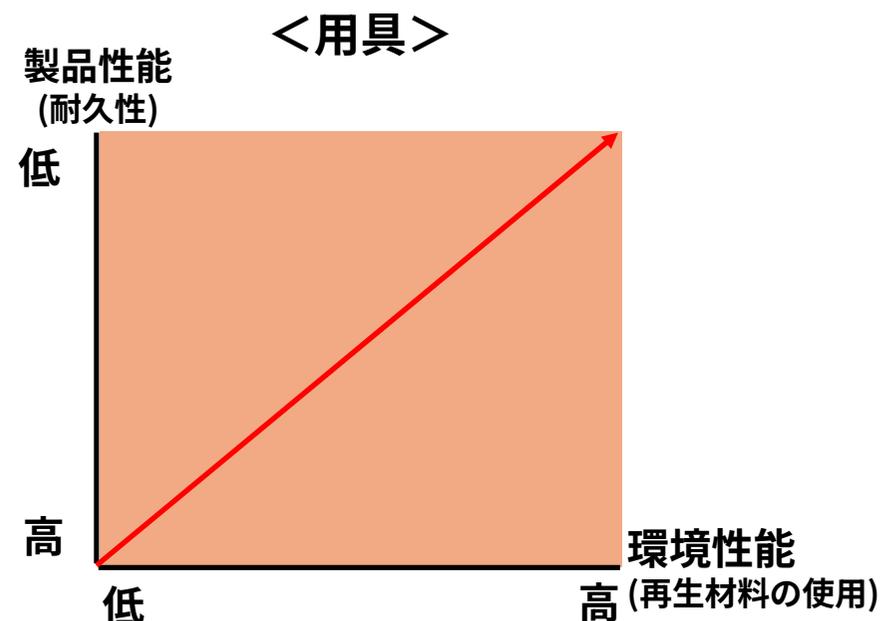
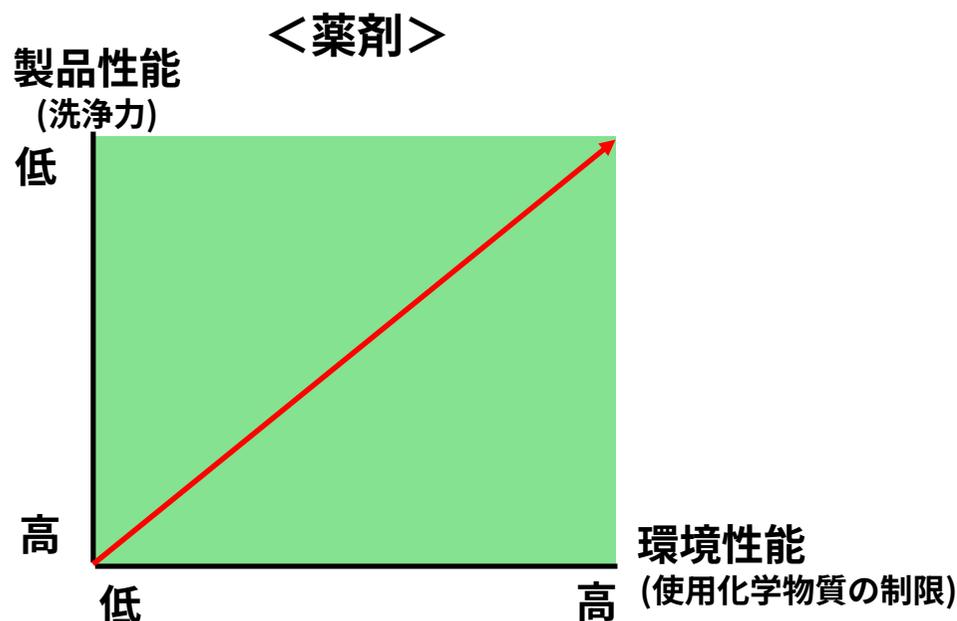
<考えられる背景>

①国内に環境配慮型製品の開発指針となるものが存在しない



⇒ライフサイクル全体の観点では、どのような製品が環境配慮型製品なのか？

②環境性能と製品性能のバランスが難しい



- ・使用するべきではない化学物質は何か？
- ・どのような化学物質は使用してもよいのか？

- ・耐久性を考慮した時に、再生材料はどの程度配合するべき？

⇒製品性能を維持しつつ、ライフサイクル全体で環境配慮に訴求するには？

清掃業界の環境配慮への取り組みを更に広げるためには、
清掃管理業務だけではなく、それらに使用される
清掃用資材の環境配慮への取り組みも広げてゆく必要がある



清掃管理業に使用する
清掃用薬剤や清掃用具を対象とした商品類型
「清掃用資材」の設定

清掃用具を対象に含んだ認定基準



Try ecologue.

- No.104「家庭用繊維製品」、No.105「工業用繊維製品」
糸や生地などの繊維素材を含めた、繊維製品が対象
認定商品：モップ、フロアダスターなど
- No.118「プラスチック製品」
再生プラスチックを使用した幅広いプラスチック製品が対象
認定商品：清掃パネル
- No.128「日用品」
台所、食卓、洗濯、清掃など、極めて身近な場面で、かつ日常的に使用する様々な製品が対象
※製品全体の総質量に占める金属材料の質量割合が50%以上の製品は対象外
認定商品：ちりとり、バケツなど
⇒家庭で使用される清掃用具を対象としており、耐久性が要求される業務用にはそぐわない

どれも清掃用具に特化した基準ではない
そして
清掃用薬剤については、認定基準が設定されていない

｜ エコマーク新基準「清掃用資材」の概要

認定基準：清掃用薬剤



Try ecologue.

適用範囲(清掃用薬剤)

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する

事業者が**清掃管理業務に用いる清掃用薬剤**

※主として家庭での使用を想定して販売される製品は対象外。

対象品目		用途
床維持剤	水性フローアポリッシュ・ポリマータイプ(樹脂ワックス)	床材の保護、美観の維持・向上
	その他床維持剤(コーティング剤含む)	
業務用洗剤・洗浄剤※	手洗い用洗剤 (石けん液、石けんを含む)	手洗い
	ガラス用洗剤・洗浄剤	ガラス清掃
	トイレ用洗剤・洗浄剤	トイレ清掃
	床用洗剤・洗浄剤	カーペット床・硬質床・弾性床・木製床などの清掃
その他薬剤※(剥離剤含む)		上記の用途に該当しない清掃薬剤

※アルカリ電解水は対象外

基準の構成と認定要件(清掃用薬剤)



- **有害物質の制限およびコントロールの観点を中心に、環境に関する4つの大項目および品質基準からなり、申請商品が該当する項目に全て適合することで認定**

番号	基準大項目	No	基準項目	適合対象品目
4-1-1	省資源と資源循環	(1)	容器包装の環境配慮設計	全製品
4-1-2	地球温暖化の防止	(2)	薬剤の濃縮による輸送効率上昇	業務用洗剤・洗浄剤、その他薬剤
4-1-3	有害物質の制限とコントロール	(3)	GHS分類による健康有害性評価	全製品
		(4)	*揮発性有機化合物の使用量制限	
		(5)	*構成する化学物質の把握と伝達	
		(6)	有機フッ素化合物の不使用	
		(7)	無機リン酸塩の不使用	
		(8)	アルキルフェノールエトキシレート(APEOs)の不使用	
		(9)	剥離廃液の産業廃棄物としての処理励行	床維持剤、剥離剤
		(10)	取り扱いに関する情報提供	全製品
		(11)	環境法規の順守	
4-1-4	生物多様性の保全	(12)	*持続可能な植物油脂の使用	植物油脂を使用した手洗い用洗剤
		(13)	GHS分類による環境有害性評価	業務用洗剤・洗浄剤その他薬剤(剥離剤以外)
4-2	品質	(14)	品質管理体制の確認	全製品

*グリーン購入法特定調達品目「役務：清掃」の【判断の基準】と整合

(1)包装容器の環境配慮設計

「減量化やリユース、リサイクル容易性などに配慮して設計していること」

<目的>

市場の一般的な商品と比較して、著しく原材料を使用していないことや、リサイクル性を損なっていないかを確認



(2)薬剤の濃縮などによる輸送効率向上(洗剤・洗淨剤、その他薬剤対象)

「水系の洗剤・洗淨剤は、希釈使用を前提とする濃縮タイプであること」

<目的>

希釈済み製品よりも輸送効率を向上させ、輸送時のCO2排出量削減に貢献



(3) GHS分類による健康有害性評価

① 「右表1に示すGHS分類健康有害性における有害性区分または情報コードに該当しないこと」

② 「右表2に示すGHS分類健康有害性における有害性区分または情報コードに該当する場合は、適切な保護具の着用を励行すること」

表1

健康有害性	有害性区分	有害性情報コード
生殖細胞変異原性	区分1 (1A、1B)	H340
発がん性	区分1(1A、1B)	H350
生殖毒性	区分1(1A、1B)	H360

表2

健康有害性	有害性区分	有害性情報コード
急性毒性(経皮・吸入)	区分1、2	H310 H330
皮膚腐食性/刺激性	区分1 (1A、1B、1C)	H314
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1	H318
呼吸器感作性	区分1(1A、1B)	H334
皮膚感作性	区分1(1A、1B)	H317
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1	H370
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1	H372

<目的>

人体(清掃作業員、施設利用者)の健康への有害性を、標準使用時の濃度における製品を対象としてGHS分類の観点から確認する

(9)剥離廃液の産業廃棄物としての処理励行(床維持剤、剥離剤対象)

「剥離廃液が発生する場合(製品設計上公共用水域に剥離廃液を排出しないものも含む)に、産業廃棄物として処理しなければならないことを本体容器などに記載していること」

<目的>

剥離廃液に含まれる化学物質の、公共用水域への排出を防ぐ



(10)取り扱いに関する情報提供※グリーン購入法 清掃：【配慮事項】、清掃サービス：必須項目

「製品の適切な使用方法、標準使用量、適廃棄方法など
取り扱いに関する情報提供を行っていること」

<目的>

- ① 誤った取り扱いを防ぎ、使用者の安全へ配慮する
- ② 公共用水域への想定量を超えた化学物質の排出を防ぐ



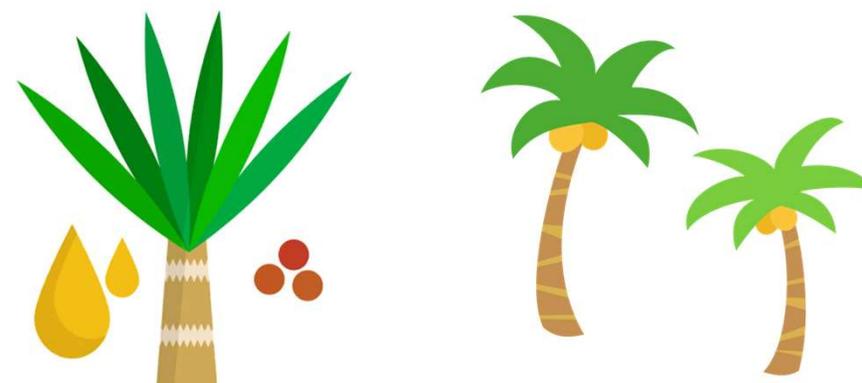
(12)持続可能な植物油脂の使用(植物油脂を使用した手洗い用洗剤対象)

※グリーン購入法 清掃：【判断の基準】、清掃サービス：必須項目

「植物油脂を原料に使用した手洗い用洗剤は、持続可能な原料が使用されていること」

<目的>

植物油脂の原材料として用いられるパーム油やココヤシ油などが、原材料調達～廃棄に至るライフサイクル全体を通じて、環境負荷の最小化および人権・労働等社会問題などへ配慮された原材料であるかを確認する



(13) GHS分類による環境有害性評価(洗剤・洗浄剤、その他薬剤(剥離剤以外)対象)

「業務用洗剤・洗浄剤は、右表に示すGHS分類環境有害性における有害性区分・有害性情報コードに該当しないこと」

環境有害性	有害性区分	有害性情報コード
水性環境有害性 短期(急性)	区分1	H400
水性環境有害性 長期(慢性)	区分1	H410

※ 「右表に示す水性環境有害性 短期(急性)が 区分1またはH400に該当する場合は、易生分解性を示すか、または生物蓄積性を示さないこと」

<目的>

環境(公共用水域)へ排水された際の有害性を、標準使用時の濃度における製品を対象としてGHS分類の観点から確認する

｜ エコマーク新基準「清掃用資材」の概要

認定基準：清掃用具



Try ecologue.

適用範囲(清掃用具)



Try ecologue.

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が**清掃管理業務に用いる清掃用具（31品目）**
 ※主として家庭での使用を想定して販売される製品は対象外。

対象品目		
ウェス、雑巾、化繊クロス、不織布クロス	清掃用スクレーパー	モップ糸(ラージ) ※グリーン購入法特定調達品目
運搬器具	清掃用パネル	モップ絞り器
グリストラップ清掃用具	清掃用品収納バッグ	モップハンガー
自在ほうき、シダほうき、 フロア清掃用不織布シート、 床用パッド、床用ブラシ	雑巾ハンガー	ラバーカップ(通水用具)
スイーパー(手動式)	ちりとり	床用・窓用スクイジー(水切り用具)
スポンジ、たわし	トイレ用ブラシ	清掃機材用アクセサリ
スポンジモップ(吸水モップ)	粘着ローラー	ほこり落とし
先端付け替え式ハンドル	バケツ	その他清掃用具

※以下は本基準の対象外

- 交換部品または消耗部品を除き、金属材料のみで構成されている清掃用具
- 電気を使用する清掃用機械器具
- ごみ袋：No.128「日用品」にて対象
- ごみ箱：No.112「文具・事務用品」にて対象

基準の構成と認定要件(清掃用具)



- 省資源と資源循環および有害物質の制限とコントロールの観点を中心に、共通基準と主要材料個別の基準および品質基準からなり、申請商品が該当する項目に全て適合することで認定

番号	基準大項目	No	基準項目	適合対象品目
4-1-1	共通基準	(1)	金属材料の環境配慮設計	全製品
		(2)	*再生材料・バイオマス原料などの基準配合率	
		(3)	交換部品または消耗部品の提供	
		(4)	ハロゲンを含むプラスチックおよび繊維の不使用	
		(5)	包装材の環境配慮設計	
		(6)	抗菌剤使用におけるSIAAマーク等の認証取得	
		(7)	環境法規の順守	
4-1-2	材料に関する基準	(8)	接着剤・塗料からのトルエンおよびキシレン放散量制限	主要材料：木材
		(9)	接着剤・塗料からのホルムアルデヒド放散量制限	
		(10)	プラスチック部品の重金属類の溶出量の確認	主要材料：プラスチック
		(11)	製品加工の薬剤、ホルムアルデヒド、染料の制限	主要材料：繊維
		(12)	*製品が有する回収システムの確認	モップ糸(ラグ)
4-2	品質	(13)	品質管理体制の確認	全製品

24 *グリーン購入法特定調達品目「モップ」の【判断の基準】と整合

(1) 金属材料の環境配慮設計

「金属材料の質量割合が50%以上となる製品は、下表の要求項目について、長期間の使用、リサイクル容易性、表面加工などに関する配慮がなされていること(5項目以上)」

目的	要求項目
長期使用の促進	水などに接触することを想定して、さびにくい材質の使用や加工がなされている
	異なる機種 of 部品と共通化して修理の容易化または部品等の交換の容易化を考慮した
リサイクル容易性	部品等に使用する原材料の種類数の削減を考慮した
	金属素材の組成は使用後の同系統の素材へのリサイクルを想定している
	分離選別が困難な異なる合金種を組み合わせて使用していない
表面加工への配慮	金属メッキ加工で六価クロムを使用していない
	塗料における揮発性有機化合物(VOC)の含有量が0.1%(質量比)未満である

<目的>

製品を構成する金属材料に対する環境配慮の取り組みを確認する

(2)再生材料・バイオマス原料などの基準配合率

主要材料	区分	基準配合率
木材	再・未利用木材	100%
	再・未利用木材以外(森林認証木材)	70%以上
プラスチック	プレコンシューマ材料	50%以上
	ポストコンシューマ材料	25%以上
	プレ+ポストコンシューマ材料	50%以上(ポストコンシューマ材料は質量に2を乗じて計算)
	バイオマスプラスチック	25%以上(バイオベース合成ポリマー含有率25%以上)
繊維	未利用繊維	10%以上(キュプラは70%以上)
	反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上(繊維由来リサイクル繊維は25%以上)
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上(繊維由来リサイクル繊維は25%以上)
	その他リサイクル繊維	50%以上
	バイオマス合成繊維	25%以上(バイオベース合成ポリマー含有率10%以上)

<目的>

各主要材料ごとの、一定割合の再生材料・バイオマス原料の使用を促進する

各基準項目の設定目的(清掃用具)



(3)交換部品または消耗部品の提供

「下記の清掃用具については、交換部品または消耗部品の提供がなされること」

運搬器具、ほうき、スqueegee(手動式)、スポンジモップ、清掃用スクレーパー、ちりとり、粘着ローラー、床用パッド、床用ブラシ、床用・窓用スクイジー

(4)ハロゲンを含むプラスチックおよび繊維の不使用

(5)包装材の環境配慮設計

「減量化やリサイクル容易性などに配慮して設計されていること」

(6)抗菌材使用における環境配慮

<(3)~(6)の目的>

- ①製品本体および包装材において省資源を促進する
- ②人体に対する安全性の観点で、化学物質を制限・確認する



各基準項目の設定目的(清掃用具)



Try ecologue.

(8)木質部のトルエンおよびキシレンの放散量制限(主要材料：木材)

「出荷時にトルエンおよびキシレンの放散がないこと。
添加している場合は、放散速度がJIS A 1901規格で試験した際に
定量下限値以下であること」

(9)木質部の接着剤および塗料からのホルムアルデヒド放散量制限(主要材料：木材)

「接着剤および塗料からのホルムアルデヒドの放散が下表の通りであること」

試験規格	等級・基準値
JIS規格またはJAS規格	F☆☆☆☆等級
JIS A 1460	放散量：平均値(0.3mg/L以下)、最大値(0.4mg/L以下)
JIS A 1901	放散速度5 μ g/(m ² ·h)以下

<(8)、(9)の目的>

化学物質過敏症(シックハウス症候群)の原因物質への対策を確認する

(10)プラスチック部品の重金属類の溶出量の確認(主要材料：プラスチック)

<目的>

プラスチックの再生原料が回収される過程において、重金属類が人体に有害なレベルで付着・含有していないかをプラスチック部品からの溶出量により確認する

(11)製品加工の薬剤、ホルムアルデヒド、染料の制限(主要材料：繊維)

- a.各種加工(例：防かび、柔軟、衛生、難燃加工など)は必要最小限にとどめ、過剰加工にならないこと
- b.遊離ホルムアルデヒド量が基準値以下であること
- c.指定する染料・顔料を使用していないこと

<目的>

人体への安全性の観点で、使用する化学物質を制限する



(12)製品が有する回収システムの確認(モップ糸(ラグ)のみ対象)

※グリーン購入法：【判断の基準】、清掃サービス：必須項目

「回収システムを有するモップ糸(ラグ)は、使用後に適法に引き取られ、再使用(リユース)またはリサイクルされるものであること」

<目的>

グリーン購入法の特定調達品目「モップ」の【判断の基準】への整合

※本項目に代わって「(2)再生材料・バイオマス原料の基準配合率」を満たすことも可

モップ	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----	---

環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針
(令和5年12月22日変更閣議決定)」
より引用

｜ エコマークの活用



Try ecologue.

① 「清掃サービス」の認定取得を検討する事業者へのアピールに活用

- 「清掃用資材」認定のモップおよび清掃用薬剤は、「清掃サービス」における環境配慮型製品の使用に関する要件への適合

② 国等の入札制度で、環境配慮型製品であることの証明として活用

- グリーン購入法の【判断の基準：モップ】への適合および【判断の基準：清掃(役務)】における、環境配慮型製品に関する要件への適合

③ 高い認知度・信頼性を自社の環境配慮型製品のアピールに活用

- 高い認知度を利用しつつ、信頼性を持った環境配慮型製品としてアピール
- SDGsを考慮した環境配慮型製品の開発指針に活用

① 清掃業務を対象とした認定基準

「清掃サービス」

グリーン購入法の【判断の基準】と整合させるため、
使用する清掃用薬剤や清掃用具の環境配慮に関する基準項目が設定されている

<基準項目>

番号	基準大項目	No	基準内容
4-1-1	清掃用機械器具等の環境配慮	(1)	清掃用器具・消耗品の環境配慮
		(2)	清掃用機械器具の点検
		(3)	床維持剤(ワックス)、洗浄剤の環境配慮
4-1-2	廃棄物・廃液の処理	(4)	清掃作業で収集したごみの適切な分別
		(5)	清掃作業で発生する廃液の適正処理
4-1-3	清掃管理業務全般の環境配慮	(6)	清掃管理業務に関する環境方針の設定
		(7)	環境負荷低減が図られる清掃方法を行う体制
		(8)	環境法規の順守
4-2	品質	(9)	品質管理体制の確認

「清掃用資材」は、
「清掃サービス」の
認定要件を網羅



「清掃用資材」認定取得製品
は、「清掃サービス」の
基準項目(1)、(3)の要件に
適合！



① 「清掃サービス」の認定取得を検討する事業者へのアピールに活用

- ・ 「清掃用資材」認定のモップおよび清掃用薬剤は、「清掃サービス」における環境配慮型製品の使用に関する要件への適合

② 国等の入札制度で、環境配慮型製品であることの証明として活用

- ・ グリーン購入法の【判断の基準：モップ】への適合および【判断の基準：清掃(役務)】における、環境配慮型製品に関する要件への適合

③ 高い認知度・信頼性を自社の環境配慮型製品のアピールに活用

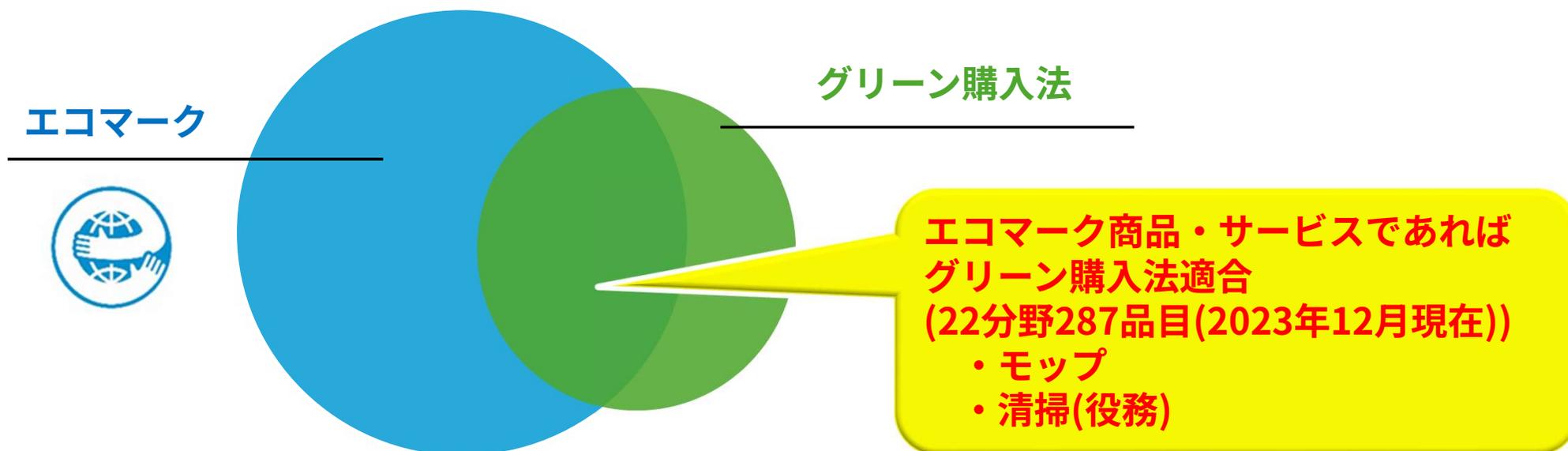
- ・ 高い認知度を利用しつつ、信頼性を持った環境配慮型製品としてアピール
- ・ SDGsを考慮した環境配慮型製品の開発指針に活用

②グリーン購入法へのエコマークの活用



「グリーン購入法適合」であることを示す方法

- ①事業者自らが、提供する物品等が判断の基準に適合していることを宣言し、必要な情報（エビデンス等）を提供する
- ②【判断の基準】（調達基準）と同等以上の基準を設定している環境ラベル（エコマーク等）を取得する



②グリーン購入法「清掃」の【判断の基準】と清掃用資材の関係



清掃

【判断の基準】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

①次の要件を満たすこと。

(モップ)

ア. 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。

イ. 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。

ウ. ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。

エ. 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。

オ. 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗淨剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。

カ. 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

使用する清掃用資材に関する要件が複数規定されている



エコマーク「清掃用資材」は「清掃」の【判断の基準】を網羅



認定を取得したモップ、石けん、床維持剤、洗淨剤は、【判断の基準】の要件に適合！

エコマーク認定サービス

II

No.510「清掃サービス」

① 「清掃サービス」の認定取得を検討する事業者へのアピールに活用

- ・ 「清掃用資材」認定のモップおよび清掃用薬剤は、「清掃サービス」における環境配慮型製品の使用に関する要件への適合

② 国等の入札制度で、環境配慮型製品であることの証明として活用

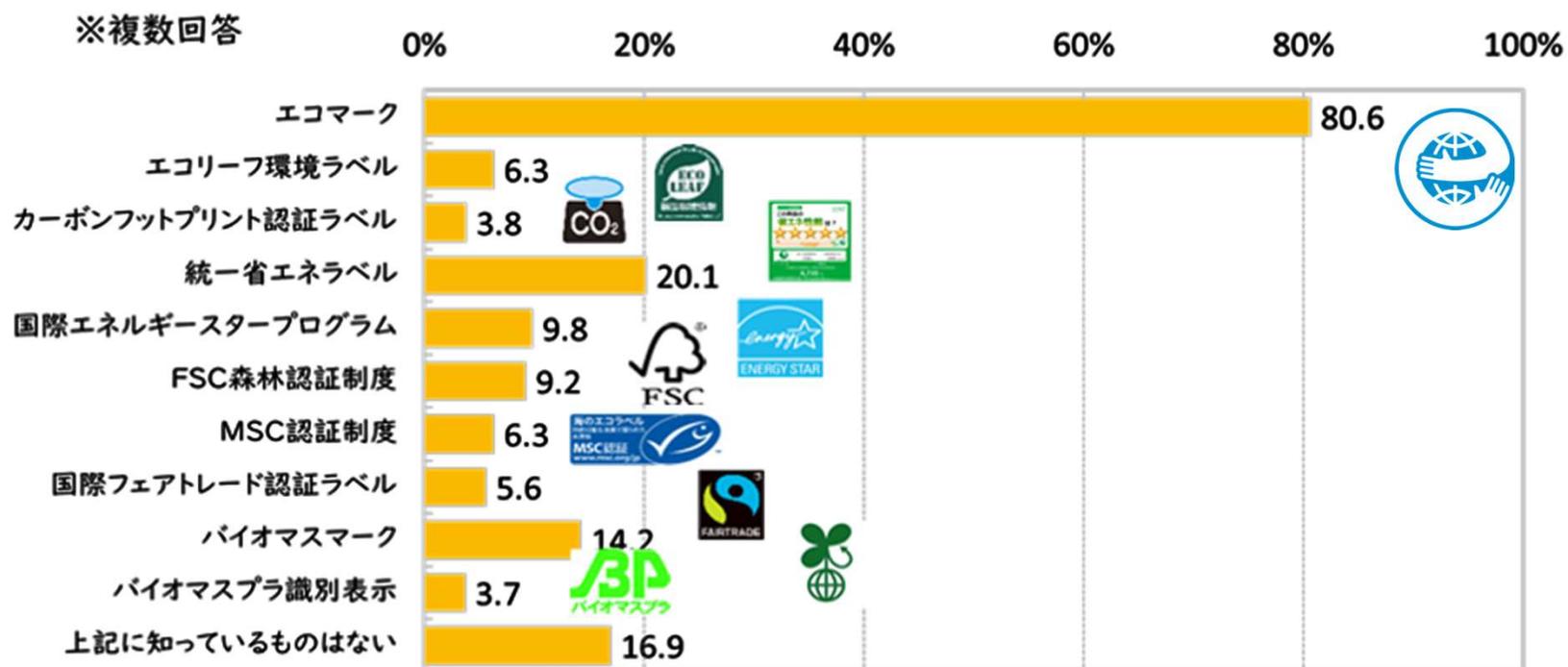
- ・ グリーン購入法の【判断の基準：モップ】への適合および【判断の基準：清掃(役務)】における、環境配慮型製品に関する要件への適合

③ 高い認知度・信頼性を自社の環境配慮型製品のアピールに活用

- ・ 高い認知度を利用しつつ、信頼性を持った環境配慮型製品としてアピール
- ・ SDGsを考慮した環境配慮型製品の開発指針に活用

③ 高い認知度

様々な環境ラベルの認知度



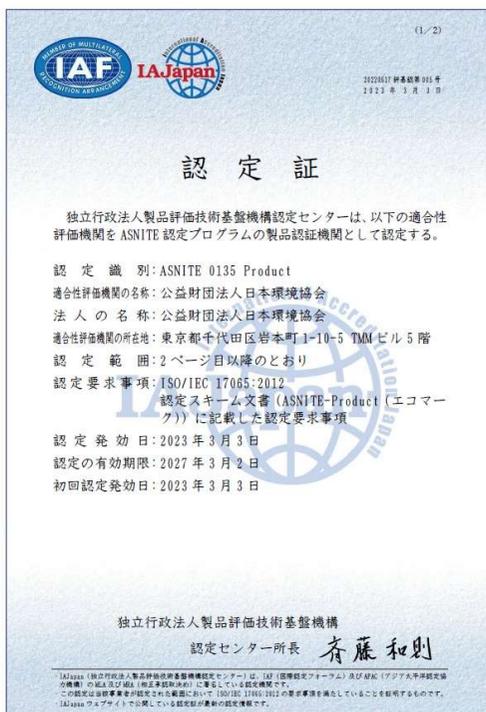
『商品におけるエコマーク表示に関するイメージ調査』 (2021年3月)

8割以上の方に知られている認知度の高い環境ラベル

③ エコマーク制度の信頼性



- 製品認証機関としての力量評価
ISO/IEC 17065 「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」に基づいて認定を取得



GENICESの認証

環境ラベルの基準策定方法や組織体制などについてISO14024の規則に則って運営されているかなどを、**世界エコラベリング・ネットワーク (GEN) の「専門家による評価パネル」**により監査・認証を受けている

③SDGs等との親和性

- エコマークの認定基準では、SDGsの目標との結び付きのある項目が複数設定されており、**エコマーク認定を受けた商品は、SDGsの目標との関連を客観的に示すことができる**

< 「清掃用資材」 の場合 >

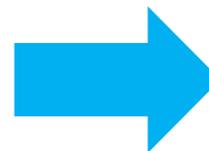
○環境配慮に係る項目を設定

<薬剤>

- 薬剤の濃縮による輸送効率上昇
- GHS分類による健康有害性評価
- 剥離廃液の産業廃棄物としての処理励行
- 持続可能な植物油脂の使用

<用具>

- 再生材料・バイオマス原料の基準配合率
- 金属材料の環境配慮設計
- ハロゲンを含むプラスチックおよび繊維の不使用



SDGsと関連する項目



｜ エコマーク認定までの流れ(申込方法、費用)



Try ecologue.

エコマーク認定審査の流れ



Try ecologue.

申込書類一式を、電子申請システムでのアップロード
または電子メール添付等で提出

審査料 ¥22,000/1商品ブランド

提出・追加提出



確認事項の照会
(不足書類の提出依頼)

エコマーク事務局によるレビュー・評価

書類の充足



審査委員会による審査

中立の専門家



認定

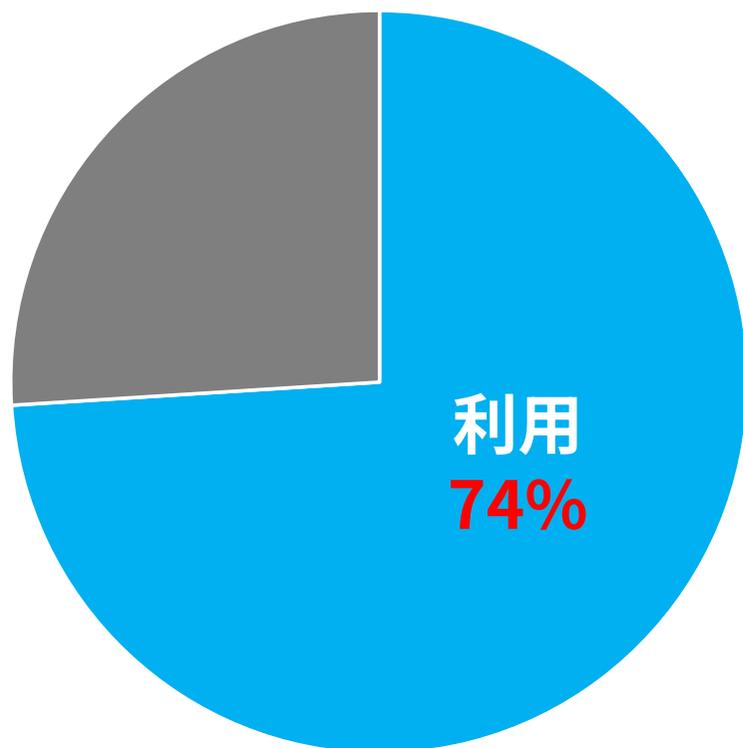
結果通知、エコマークの表示開始
(使用契約書の締結)

年間ライセンス料(使用料)
¥11,000~3,300,000
エコマーク商品の売上高による

月末の締切日
から最短1ヶ月



電子申請システムの活用状況(2024/1-6：申請数ベース)



- 電子申請システムを利用
- 電子申請システムを未利用

- 2023年10月より電子申請システムの申請受付を開始
- 認定後に、過去の申請書類や認定状況の確認も可能
- 初めての申請でも使用する企業が増えている

- ✓ 認定取得の申し込みを検討されている方からの相談をお受けしております
※ご相談の費用はかかりません
- ✓ 電話、メール、協会への訪問、インターネットによるオンライン相談など、ご都合に合わせた方法にてお気軽にご相談ください



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp> ✉ sinsei@ecomark.jp ☎ 03-5829-6284

東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

業務日：月曜日～金曜日 ※土・日・祝祭日・年末年始除く

業務時間：9:30～17:30